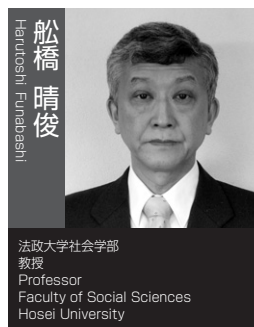


「経営システムと支配システムの両義性」からみた社会的合意形成

Formation of Social Consensus from the Viewpoint of the Dual Character of Social Systems: Management and Domination

今日の地域問題や開発事業をめぐる社会的合意形成の困難性や可能性を検討するためには、「経営システムと支配システムの両義性」という視点が不可欠である。行政側と住民側の間で合意形成が困難化している典型的状態は、経営システムの文脈における経営問題の解決努力と支配システムの文脈における被格差・被排除・被支配問題解決努力の逆連動として把握できる。そのような状況において、合意を形成するためには、「2つの文脈での両立的問題解決の公準」と「支配システム優先の逐次的順序設定の公準」という2つの規範的公準を実現することが大切である。しかし、その具体化のためには、「受忍限度の定義問題」「受苦の防止可能性問題」「受苦の補償可能性問題」という支配システムにおける利害調整に関わる難問を解かなければならない。そのためには、支配システムにおける道理性の実現が不可欠であり、道理性の内的契機をなす、基本的人権、衡平、公正、賢明さの概念解釈についての合意を形成する必要がある。社会過程的には、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」を実現することが合意形成の鍵である。紛争解決の社会過程については、「勢力関係モデル」と「理性的制御モデル」という2つの類型を提出できるが、前者があてはまるような現実の状況を後者があてはまるような状況に段階的に変革していくことが必要であり、そのために、非暴力化、言論闘争化、論争的理性化、対話的理性化という方向への変革を推進し、支えるような制度形成と主体形成が必要である。



Taking the standpoint of both a management system and a domination system is essential to examine the difficulties associated with and the potential of forming social consensus about today's regional issues and development projects. Typical situations in which government and residents face difficulties in reaching consensus can be understood as two forces moving in opposite directions: efforts to resolve management issues in the context of the management system, and attempts to solve deprivation, exclusion and victimization problems in the context of the domination system. In forming consensus in such situations, it is important to realize two normative postulates, namely, problem resolution compatible with two different contexts, and the setting up of a sequential order prioritizing a domination system. This, however, requires solutions to difficult problems involving the coordination of interests in a domination system. These problems are ones associated with the feasibility of preventing or compensating for suffering and the definition of tolerance limits. Therefore, the reasonability in the context of a domination system must be established, and consensus must be formed about the conceptual interpretation of basic human rights, equity, fairness, and wisdom which constitute an internal basis for such reasonability. In terms of a social process, consensus formation hinges on the transformation of demands to management tasks, the incorporation of suffering as cost, and the offset of suffering with benefits. As for social processes for conflict resolution, two models—the power relation model and the control-by-reason model—can be proposed, and the existent situations explained by the former need to be changed through gradual stages to situations in which the latter is applicable. Achieving this requires the creation of institutions and capable actors that would promote and support changes toward nonviolent exchange power, debate-based exchange power, and reasonability in debates and dialogues.

1 はじめに

本稿の課題は、現代社会における社会的合意形成の可能性と困難性に関して、いくつかの基本的問題群を、社会学の基礎理論の視点を動員することによって、検討することである。本稿は理論的な考察を柱とするが、筆者がこれまでに中心的に従事してきた環境問題や地域問題、とりわけ各種の大規模開発事業についての事例研究に立脚している。したがって、等しく社会的合意形成といっても、そのようなタイプの問題とは異なる問題群については、理論的な適合性が低下するであろうことを予想している。

本稿では、第一に、現代の環境問題や公共事業において、合意形成が困難である事態とは、どのような特徴を示しているのかということと、「経営システムと支配システムの両義性」および「逆連動問題」という視点から検討する。第二に、社会的合意形成のためには、合意の内容がどのような諸原則を備えるべきかについて考えてみたい。第三に、社会制御過程の多様性を把握するにあたって「勢力関係モデル」と「理性的制御モデル」という

理論枠組が有効であるという立場から、合意形成の可能性とその規定要因を検討してみたい。

2 合意形成困難の典型的事態はどういう特徴を有しているのか

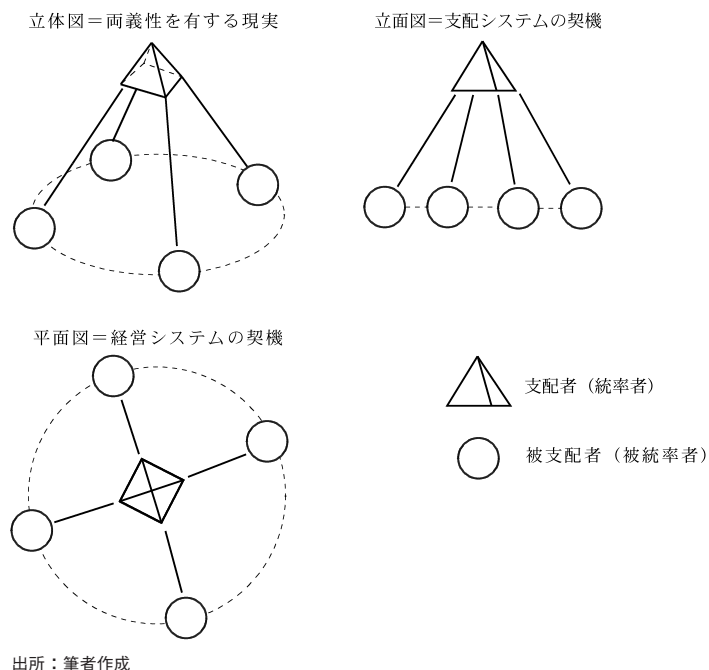
(1) 「経営システムと支配システムの両義性」という視点の必要性

合意形成の可能性と困難性について、社会学的な視点から考察する際、ひとつの有力な理論的視点は「経営システムと支配システムの両義性」というとらえ方である。この理論的視点は、社会学の基礎理論の水準に位置しているものであり、それゆえ、広範な適用可能性を有するのである。この理論的視点については、近著（舩橋、2010）において、体系的に提示しているが、ここで、そのもっとも基本となる見方を紹介しておこう。

組織や社会制御システムが「経営システムと支配システムの両義性」を有するということのイメージは、図表1によって与えることができる。経営システムも支配システムも、現実に対して、一定の視点を選択することによって、把握することが可能となる。

現実とは立体図で表されるようなピラミッド型の形をし

図表1 単位組織における「経営システムと支配システムの両義性」のイメージ



ているのに対して、平面図として描かれる側面が経営システムであり、立面図の側面に対応するのが支配システムである。

経営システムと支配システムの両義性は、社会関係における協働の契機と支配の契機とを一般化しつつとらえなおしたものである。組織を経営システムとして把握するということは、組織が、自己の存続のために達成し続けることが必要な経営課題群を、有限の資源を使って充足するにあたり、どのような構成原理や作動原理に基づいて行為が組織化されているのかという視点から、組織内の諸現象を捉えることである。経営システムにおいて、主体を把握する基礎概念は、「統率者」と「被統率者」であり、これらの主体は、統率者を中心とした水平的な協力関係を形成するものとして把握できる。

他方、組織を支配システムとして把握するということは、組織が、政治システムおよび閉鎖的受益圏の階層構造に関して、どのような構成原理や作動原理を持っているのかという観点から、組織内の諸現象を捉えることである。閉鎖的受益圏の階層構造の基本的な四類型は、図表2に示したようなものである。支配システムにおいては、主体を把握する基礎概念は、「支配者」と「被支配者」であり、これらの主体の間には、通常は、決定権の分配と正負の財の分配に関して、不平等な構造があり、垂直的な分配格差が存在している。それぞれの観点から有意味な側面を現実から抽象することによって、経営システムと支配システムとが論定される。

一般に、組織の長や政府は、統率者と支配者という両

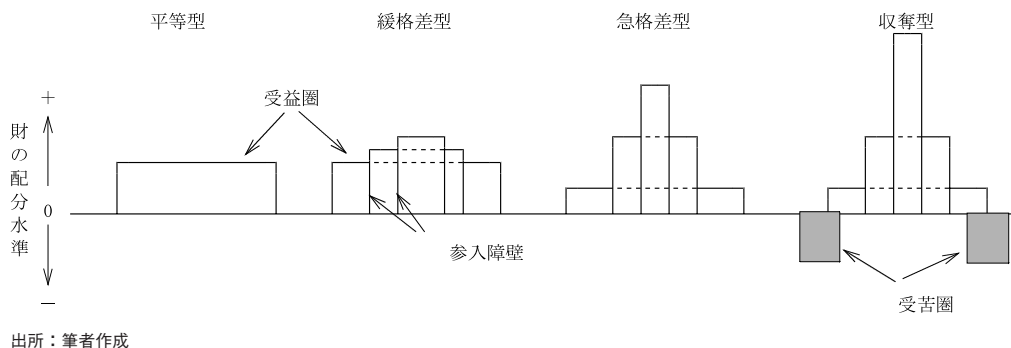
義性を帯びているが、それらの主体との関係において、組織の一般成員や民衆は、被統率者と被支配者という両義性を帯びている。

このような意味での経営システムと支配システムとは、どのような組織や社会を取り上げてみても、見いだすことのできる2つの契機なのであり、特定のある対象が経営システムであり、他の対象が支配システムであるというような実体的な区分ではない。

このような「経営システムと支配システムの両義性」という理論的視角の採用は、思いつき的ななされているものではなく、社会学原理論としての存立構造論から内在的に、明確な理論的根拠に立脚して提出されている（船橋、2010、第一章、第二章）。筆者の見るところ、この視点は、社会制御過程に登場するさまざまな問題群を取り扱う際に、事実記述の点でも、規範的原則の探究という点でも、多数の有力な論点の提示を可能にするものである。しかし、社会諸科学において、「経営システムと支配システムの両義性」に自覚的に立脚した問題解明は、まだ非常に少ないと言わなければならない。

「経営システムと支配システムの両義性」という視点が、有効な第一の論点は、そもそも社会的に解決されるべき課題をどのように定義すべきかという点で、明確な分類を提供できることである。「経営システムと支配システムの両義性論」に基づくのであれば、政策的課題、あるいは、解決されるべき社会問題は、経営システムの文脈では経営問題として定義される。たとえば、財政危機をいかに克服するのか、限られた予算と人員の中で福祉サー

図表2 閉鎖的受益圏の階層構造



ビスをどのように充実するのか、というような問題は典型的な経営問題である。他方、支配システムの文脈では、解決されるべき問題は被格差問題、被排除問題、被支配問題として定義される。

被格差問題とは、閉鎖的受益圏の階層構造が存在するとき、劣位の受益圏に位置する主体が、優位にある受益圏との間に存在する格差を不当であるとみなしたものである。大都市部と過疎地の間の格差や、正社員と非正規労働者との格差は、このような被格差問題の例である。被排除問題とは、受益圏の外側にいる主体が受益圏への参入を拒否されたり、受益圏の内側にいた主体が不本意にも外側に追いやられる状態があり、それが当事者から見て不当だと見なされたものである。たとえば、移民労働者が市民権や国籍を獲得できない事態とか、非正規社員に対する解雇とかの事例に、典型的に被排除問題が現れる。被支配問題とは、このような被格差問題や被排除問題の特質に上乗せするかたちで、苦痛や損害が押しつけられること（受苦性）、支配関係において上位にある他の主体との対立が存在すること（階層間の相剋性）、当該の他主体との勢力関係において不利であり、苦痛を被っている側が自分の意志を社会的に実現することが困難であること（受動性）という特徴が付加したものである。公害や冤罪は、被支配問題の典型である。

被支配者が被格差・被排除・被支配問題の解決要求を支配者側に提出した場合、支配者側の典型的な対応は、「支配問題」の解決努力という特徴を示す。「支配問題」とは、支配者にとって、いかにして、既存の財の分配構造を維持しながら、紛争を沈静化させ秩序を回復するかという問題である。そして、支配者（統率者）にとって、経営問題解決努力と支配問題解決努力は、頻繁に融合する。

政策的課題や社会問題と言われるものの多くは、以上のような意味での経営問題と被格差・被排除・被支配問題の2つの契機を同時に備えているのである。そして、一般に、行政組織の視点は、経営問題としての問題把握に敏感であるが、被格差・被排除・被支配問題に対して

は、相対的に鈍感である。これに対して、社会運動の有する視点は、被格差・被排除・被支配問題の契機に対して第一義的な関心を寄せるが、経営問題に対しては相対的に軽視する傾向を示す。

経営問題の解決も、被格差・被排除・被支配問題の解決も、それぞれ、それらにリンクしている人々の欲求あるいは利害関心を充足することを可能にする。経営問題の解決は、経営課題群へと転換されているさまざまな利害関心や人々の欲求を充足するのに貢献する。そして、被格差・被排除・被支配問題の解決は、格差や排除や受苦に悩んでいる人々の悩みを解消し、よりよく充足することを可能にする。

（2）「合意形成による問題解決」に必要な「2つの規範的公準」

以上のような視点に立つならば、ある社会問題が解決されるためには、あるいは、望ましい社会が実現するためには、何が必要かということに関して、2つの規範的公準を設定することができる。

規範的公準1：2つの文脈での両立的問題解決の公準

支配システムの文脈における先鋭な被格差・被排除問題・被支配問題と、経営システムの文脈における経営問題を同時に両立的に解決するべきである。

規範的公準2：支配システム優先の逐次的順序設定の公準

2つの文脈での問題解決努力の逆連動が現われた場合、先鋭な被格差・被排除問題の緩和と被支配問題の解決をまず優先するべきであり、そして、そのことを前提的枠組みとして、その課す制約条件の範囲内で、経営問題を解決するべきである。

この2つの規範的公準の含意について、説明しておこう。

第一の公準は、さまざまな問題事例に応じて、このような意味での経営問題と被格差・被排除・被支配問題とが、同時に両立的に解決することが必要なことを主張する。このことは、「社会的に必要な問題解決とは何か」についての定義そのものを構成すると言ってもよい。

第二の公準は、多数の社会問題あるいは政策的課題において頻繁に出現してくる「経営問題解決努力と被格差・被排除・被支配問題解決努力の逆連動」という事態への対処の原則を主張するものである。逆連動とは、一方の経営システムの文脈で経営問題を解決しようとすればするほど、一定の条件のもとでは、支配システムの文脈における被格差・被排除・被支配問題を先鋭化あるいは悪化させてしまうという事態である。その裏面として、支配システムにおける被格差・被排除・被支配問題の解決努力が、経営システムにおける経営問題を悪化させるということも、逆連動である。現代社会において、公共事業や公害問題をめぐって社会的合意形成が望まれるにもかかわらず、それが困難であるという事例を見ると、このような意味での逆連動状況が頻繁に現れてくる。

この逆連動という事態が生じているとき、「社会的合意形成に立脚した問題解決」の実現のためには、規範的公準2が必須の条件となる。もし、行政組織のような統率者（支配者）の位置にある主体が、逆連動状態に直面した時、規範的公準2を無視して、「被格差・被排除・被支配問題の解決を犠牲にしたうえで、経営問題の解決を優先する」という選択をし、強行的に決着を図る場合は、（関連の地域住民が一定の資源動員力を持つのであれば）紛争の発生とその泥沼化が生じざるを得ない。それは、我が国の大規模公共事業に繰り返し生じてきた事態である。

2つの規範的公準の設定が必要であるということのより厳密な根拠付けのためには、さまざまな社会哲学的な検討が必要であるが、紙幅の関係で、本稿ではその詳細に立ち入ることはできない。ここでは、この2つの公準が、経験的事例に立脚する帰納的方法によっても、ロールズが『正義論』（Rawls, 1971）で展開したような演繹的方法によっても、また、一人ひとりの熟慮と反省に立脚した直観的な方法によっても、支持される原則であることを指摘するだけにしておく。

（3）2つの規範的公準の具体化をめぐる困難さ

以上に示した2つの規範的公準を、利害と立場の異なる

諸主体のあいだに共有することは、社会的な合意形成のために第一に必要な基盤的な条件であると考え。そして実際に、この2つの規範的公準は、多くの人々に、「総論としては」受け入れられる原則であろう。

しかし、困難な事態はその先にある。具体的な個別問題の解決をめぐる、このような規範的公準に立脚して、合意形成の道を探ろうとしても、実際には、「受忍限度の定義問題」「受苦の防止・補償可能性問題」をめぐる、合意形成が困難であるという事態が再三、現われてくる。

「2つの規範的公準」が総論としては受け入れられても、具体的問題に即してこれらの公準（とりわけ、第二の公準）を適用しようとする、まず「受忍限度の定義」をめぐる対立が頻繁に現れる。「受忍限度の定義」とは、正負の財の分配について、どこまでが社会的に許容できる格差や排除や受苦であるのか、どこからは、社会的に許容すべきでないような先鋭な格差や排除や受苦なのかを定めることである。たとえば、新幹線公害問題においては、高速走行には公共性が存在しその継続は正当であるという事業者（旧国鉄）の主張は、経営問題の解決に第一義的に志向している態度であり、騒音・振動の被害という被支配問題の解決を求める住民運動団体と対立した。そこには典型的な逆連動が存在していた。名古屋新幹線公害訴訟において、住民側は、騒音・振動公害の差し止めを求めて減速走行を要求した。これに対して旧国鉄側は、「音は出しているが騒音は出していない」「この程度の音は、受忍限度内である」という趣旨の主張を繰り返した。新幹線公害の事例においては、「受忍限度の定義」をめぐる深刻な対立が続いたのである（船橋他、1985）。

逆連動状態で合意形成ができないという事態は、立場によって受忍限度の定義のしかたが異なるということである。言い換えると、社会的合意形成ができるかどうかということは、このような場合、社会的な受忍限度の定義についての合意が可能かどうかとほぼ同義だと言えよう。

次に、この受忍限度の定義問題と絡み合っているのは、「受苦の防止可能性問題」と「受苦の補償可能性問題」で

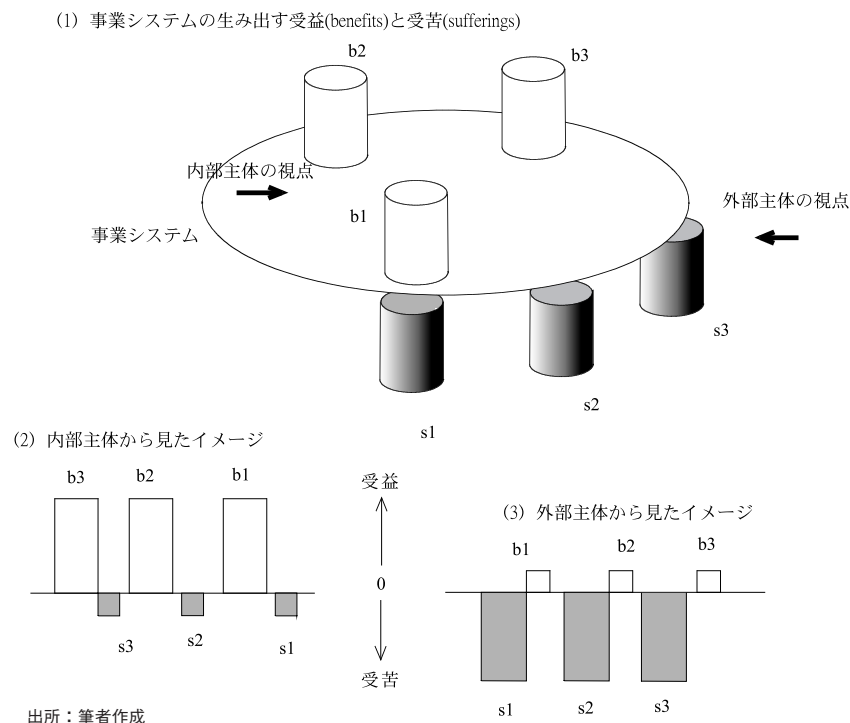
ある。「受苦の防止可能性問題」とは、ある事業が企画されたとき、それにもなつて発生するかもしれない公害などの受苦を、事前の防止努力によって、はたして効果的に防止できるかどうかという問題である。また、「受苦の補償可能性問題」とは、仮にある事業の実施にともないなんらかの被害が発生した場合、それを効果的に補償できるのかという問題である。環境破壊のおそれのある事業が企画された場合、事業者側と受苦圏になりうる地域の住民側との間で、「受苦の防止・補償可能性問題」をめぐる、厳しい対立が頻発する。その代表的な事例は、原子力発電所をめぐる事業者側と住民側の対立である。事業者側によれば、定常操業についての安全対策、事故や地震などの災害対策、放射性廃棄物の管理対策について、それぞれ万全の安全措置をとっており、また、緊急事態の発生時に対する対策も講じられているのであり、安心できるはずである。しかし、住民側によれば、定常的操業、事故と災害、放射性廃棄物のいずれについても、危険の完全な防止は不可能であり、実際に汚染が生じた場合は取り返しのつかない被害が生じかねないのである。

では、受忍限度の定義問題や受苦の防止・補償可能性問題をめぐる合意形成の困難さの背後には、どのような事態があるのであろうか。

合意形成の困難さの背景にあるのは、第一に、争点となる事業プロジェクトあるいは事業システムをめぐる「受益圏と受苦圏の分離」という事態である。新幹線、高速道路、干拓問題、民間のあるいは軍事用の空港、廃棄物処分場などの事業や施設をめぐる、深刻な対立が発生する根拠には、それらを通して受益する人々や組織とそれらによって損害や苦痛を被る人々や組織が分離しているという事態が存在する。

第二の特徴は、当該事業についての内部からの見え方と外部からの見え方とに大きな差異があることである。図表3は、ひとつの事業システム（典型的には、企業や公共事業）の内外で、受益と受苦の大きさの見え方が、いかに異なるのかについてのひとつのイメージを示したものである。どのような主体も身近な事象については敏感に認識するが、自分から離れた事象は鈍感にしか受け止めない。それゆえひとつの事業システムを内部から見

図表3 事業システムの生み出す受益と受苦



たときには、外部から見たときに比べて、受益が相対的に大きく認識され、受苦が相対的に小さく認識される。外部から見た時には、その逆となる。すなわち、事業システムの外部の受苦圏にいる主体は、被支配問題を敏感に感じるのに対して、事業システムの構成する受益圏の内部の主体は、経営問題を優先的に重視し被支配問題を軽視する傾向がある。

第三の特徴は、受忍限度の定義に際して、あるいは、受苦の防止可能性に関して、「二重基準」の使用という態度が、頻繁にあらわれてくることである。「二重基準」とはこの場合、自分たちにとって設定する受忍限度（あるいは許容限度）の水準と、他の主体に対して要求する受忍限度（あるいは許容限度）の水準とを使い分けるということである。このことが典型的に出現するのは、受益圏の側に属する主体が、自分たちが引き受けようとしないう受苦や格差やそれらの可能性を、事実上、他の主体たちに押しつけようとしているという状況である。

（４）行政組織の鈍感さ、冷淡さに見られる創発的特性

一般に、行政組織は経営問題に対して、第一義的関心をよせ、被格差・被排除・被支配問題に対しては、社会運動と対比すれば、鈍感あるいは冷淡である。そして、被格差・被排除・被支配問題の解決に対しては、消極的であったり、無能であることを、繰り返し露呈する傾向を示す。このことは、社会合意形成にとって大きな妨げとなるが、そのような行政組織の態度には、さまざまな形で、創発的特性があることに注目する必要がある。創発的特性とは、主体としての行政組織が示す被格差・被排除・被支配問題に対する鈍感さや冷淡さは、行政組織を構成する個々の要素的な構成員のパーソナリティに還元できないということである。この創発的特性としての冷淡さの発生根拠には、さまざまなパターンがありうる。その典型的なものとしては、以下のものがある。

第一に、「充足手段の限定」が「譲歩の限界」を規定している場合である。これは被格差・被排除・被支配問題の解消要求に事業システム内の個人が直面し、個人としてはその要求がもっともであると感じたとしても、事業

システム自体にその要求を充足する資源や能力が不足している場合である。要求充足の必要は感じていても資源の不足ゆえに、冷淡で拒絶的な態度をとらざるをえない。

第二に、組織内の役割担当主体から見て、「組織にとって譲歩が得策である」という選択肢が開かれていない場合である。すなわち、個々の要素的な構成員は、自らが位置する「役割・地位」が課す「構造化された場」に囲まれているのであり、そこで選択肢を制約されている。ところが、被格差・被排除・被支配問題を事業システム側から解決するためには、財の分配に関して譲歩が必要になるのであるが、「譲歩による解決」が個々の構成員にとって選択しうる可能性のひとつとしては存在しないという場合がある（船橋他、1985：117-143）。そのような状況においては、組織自体が「良心的主体」になることは、きわめて困難なことである。行政組織に「必要な譲歩」は、「対抗力をともなった要求提出」によって、はじめて可能となる。

以上のように、社会的合意形成が困難だという事態が存在する場合、その特徴を検討してきたが、次に、合意形成ができるという場合、内容的にはどのような条件を備えることが必要かについて考えてみよう。

3 合意形成の内容的原則

（１）合意形成の含意

支配システムの一契機としての政治システムにおいて、複数の主体がそれぞれ自らの利害要求に基づいて相互作用し、なんらかの意志決定を生み出すような場を「利害調整アリーナ」と言うことにしよう。合意形成は、利害調整アリーナにおいて問題化する。

合意形成とは何を意味するのかということについて、留意すべき大切な論点は、合意形成とは抽象的な価値理念に関して具体的な問題状況との関係で概念解釈を与え、その概念解釈について合意が形成されるという含意があるということである。すなわち、合意形成とは「価値理念の概念解釈」を具体的に定義することを通して、可能になる。

たとえば、正負の財の分配に関して「衡平」な事態とは何かということは、社会的問題の解決過程において、至るところで問題になるが、労使交渉における給与についての合意形成、税金の負担についての税率についての合意形成、公害被害者に対する賠償金の支払いについての和解の形成というような事態は、そのつど、具体的問題文脈に即して、衡平についての概念解釈について合意するという性格を有している。

では、合意形成についての焦点となる価値理念としては、どのようなものがあるだろうか。図表4は、両義性論を前提にして、代表的な価値理念を位置づけたものである。

図表4は、まず、経営システムと支配システムの双方に共通な総括的な価値理念として「自由」の尊重についての合意が必要であることを示している。合理性や道理性をはじめとするさまざまな理念の概念解釈について合意を形成するためには、各人が相互に、他者の判断の自由を尊重するという姿勢が必要である。

次に、経営システムにおける経営問題の解決をめぐる合意形成に際しては、総括的には合理性についての合意が必要である。それは、さらに目的の定義に関する「価値合理性」についての合意と、手段選択の文脈での「手段的合理性」に関する合意の必要性として、分節化で

きる。

これに対して、支配システムにおける被格差・被排除・被支配問題の解決のためには、総括的には「道理性についての合意」が必要である。そのことはさらに、「人権」「衡平」「公正」「賢明さ」という分節化された諸価値理念に即しての合意が必要であることを含意している。

このような考え方は、さまざまな価値理念の間の優先順序についても、重大な含意を有する。先に述べた「規範的公準2」は、まず、先鋭な被格差・被排除・被支配問題を緩和ないしは解決する努力を優先し、それが課す枠組みを前提条件として、経営問題の解決努力を展開すべきであると主張するものである。したがって、価値理念の間の関係でいえば、我々は、まず、支配システムの文脈での道理性の実現を優先すべきであって、その前提のうえで、合理性を追求すべきである、ということになる。

社会科学においては、「合理性」についての論議の蓄積は非常に豊富であるが、それと対比すれば、「道理性」についての論議の蓄積は、遙かに貧弱に見える。そのような状況の中で、本稿は「道理性の概念解釈」についての合意形成という主題がきわめて重要であることを提起するものである。

図表 4 両義性論の文脈での代表的な価値理念

価値理念の定義の文脈		分節された価値理念		総括的価値理念
経営システム	目的の定義	価値合理性 value rationality		合理性 rationality
	手段の選択	手段的合理性 instrumental rationality (単一主体にとっての賢明さ wisdom も含まれる)		
支配システム	政治システム	公正 fairness	(社会的な)賢明さ wisdom	道理性 reasonability
	閉鎖的受益圏 の階層構造	衡平 equity	人権 human rights	
				自由 freedom

出所：筆者作成

（２）望ましい合意形成とはいかなる事態か

社会的合意形成が望ましいかたちで達成されるためには、合意形成の内容について、どのような条件が満たされるべきだろうか。一口に社会的合意形成といっても、その内実をみると良質な合意形成と、質的に劣った合意形成があるのではないだろうか。

第一に注意すべきは、ある問題をめぐって、「合意形成ができる」ということと、「決着がつく」ということとは同義ではないということである。すなわち、「不満を抑圧した決着」という形で、「表面的に紛争が鎮静化した」としても、それは「合意形成による解決」とは異なる。また「無知な主体」「弱い主体」を前提にした「見せかけの合意形成」という事態もあり得るのであり、それと「合意形成による解決」とは区別されなければならない。

第二に、合意形成にもさまざまなタイプがある。良質の合意形成もあるし、質の劣ったものもある。では、どのような合意形成をもって良質と言いつけるのだろうか。ここでは、「良質な合意形成」の条件として、①立場の入れ替え可能性（二重基準の克服）、②適正な一般原則への立脚、③別の領域での負の随伴帰結の回避といった諸点について検討してみよう。

①「立場の入れ替え可能性」とは、対立する複数の立場に立つ主体の間で一定の合意が形成された場合、相互の立場を入れ替えても合意が可能だということである。たとえば、なんらかの迷惑施設の立地が争点になっている時、受益圏の側の諸主体が一定の条件を前提にして自分たちの地区ではないところにその施設を建設しようとする場合、それと同じ条件であれば自分たちの地区に立地を認めてもよいという態度をとるのであれば、立場の入れ替え可能性があるといえる。しかし、受益圏の側の諸主体が自分たちの地区では受け入れを拒否する迷惑施設をよその地区に押しつけようとするのであれば、それは二重基準の採用であり、立場の入れ替え可能性が成立していないことになる。

②「適正な一般原則への立脚」とは、ひとつの具体的な問題を解決する場合に採用される解決の方法が、社会

を組織化するための適正な一般性のある原則に立脚しているということである。このことは、言い換えれば「解決方法の一般化の可能性」を含意している。一例をあげれば、1966年から1973年にかけて紛争が続いた「東京ゴミ戦争」において、最終的な合意形成が可能になった不可欠の要因としては、「自区内処理原則」の導入がある（船橋・船橋、1976）。ここで自区内処理原則は、各区の住民が排出する家庭系廃棄物は、それぞれ自分の区の中で中間処理としての焼却をするべきである、というものである。具体的には、杉並清掃工場の建設の可否が、東京都知事および清掃局という事業主体と杉並区の住民運動組織の間で争点となった。この個別的問題の解決を東京都知事側は、「自区内処理原則」という「一般原則」に立脚して解決しようとしたが、この原則は「負担の衡平」という点で説得力を持ったという意味で適正なものであった。

適正な一般的原則に立脚しているがゆえに、その解決方法を普遍化できるような場合の対極には、そのような「解決原則の普遍化」ができないような解決方式もありうる。たとえば、飛び抜けた補償金を支払うことにより、個別的な合意を獲得することができたとしても、その額の巨額さゆえに、他に一般化することはできないというような場合である。そのような「原則の普遍化の可能性」を欠如したような合意形成を「個別主義的な合意形成」ということができる。

③「別の領域での負の随伴帰結の回避」とは、一定の合意形成による問題解決が、それとは別の領域で、負の帰結をとまなうことがないようにするということである。たとえば、工場公害が発生しているとき、その工場を他に移転させることによって、既存立地点での公害紛争を回避することができるが、もし、新立地点において公害防止投資を手抜きするのであれば、新たな公害という負の随伴帰結を発生させることになり、そのような「合意」は劣った質の合意である。

4 | 合意形成を可能にする諸要因

(1) 要求の経営課題と制約条件への転換と財の分配構造の变革

以上のような考察をふまえるならば、逆連動問題の状態を克服して、2つの規範的公準を実現し、それに立脚して社会的合意形成を実現するためには、どのような条件が必要だと考えるべきであろうか。

「規範的公準2」を実現するためには、受忍限度の定義について、そして、衡平の概念解釈について、社会的合意が形成されなければならない。そのことが実現するためには、第一に、「被格差・被排除・被支配問題解決要求の経営課題群と制約条件への転換」が、第二に、「先鋭な格差・排除・受苦の解消要求の事業システムにとっての費用への転換」が必要である。

第一の条件の含意は、たとえば、次のようなものである。公害というかたちで被支配問題が生起している場合、汚染物質の排出の停止という制約条件が事業システムに課される必要があり、また、公害防止投資や公害防止技術の開発という新たな経営課題群が設定されなければならない。この第一の条件を、略して「要求の経営課題群への転換」と言うことにしよう。第二の条件は、正負の財の分配構造の变革を含意しているのであり、たとえば、公害防止費用や公害補償費用を、加害者となっている事業システムが負担することを意味する。この第二の条件を、簡略に「受苦の費用化」と言うことにしよう。

この「受苦の費用化」を実現するためには、受益との

関係で言えば、「受益の環流による受苦の相殺」を必要とする。そのことの含意をさらに考えてみよう。

(2) 受益の還流による受苦の相殺

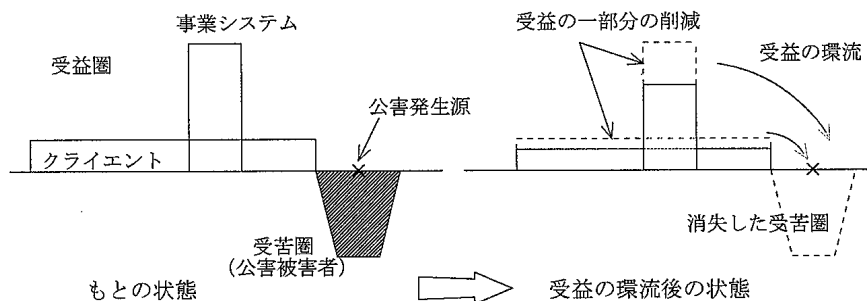
逆連動が発生している状態において、合意形成の要諦は衡平な財の分配状態を実現することである。財の分配の衡平を実現するためには、受益圏と受苦圏の関係において、合意を形成するために必要な一つの原則は「受益の還流による受苦の相殺」という考え方である。そのイメージは、図表5に示したようなものである。

公害問題においては、このような原則が必要な事態がさまざまな形で出現するが、このような原則の実施は、常に、事業主体側にとって、なんらかの費用の発生や便益の削減をとまなうものである。たとえば、新幹線公害の防止においては、「受益の還流による受苦の相殺」は、騒音料という形での金銭を媒介にして、防音壁や緩衝地帯を形成するというかたちで具体化することもできるし、減速走行の採用というかたちで、金銭を媒介にせずに、運行形態の変更によって実施することもできる。どのような方法であれ、事業者側の経営問題の解決に対して、より厳しい制約条件が付されることになる。

なぜ、「受益の還流による受苦の相殺」という原則が大切なのであろうか。

第一に、社会的衡平を実現するための不可欠な手続きだからである。公害問題の加害者と被害者の関係のような、一方的受益と一方的受苦が存在する場合、「受益の一部を削減して受苦を相殺する」という方式は、衡平を実現するために必要とされる方法である。いいかえると道

図表5 受益の還流による受苦の相殺



出所：筆者作成

理性の実現のためには、この方式が不可欠であるということだ。

つまり、閉鎖的受益圏の階層構造が収奪型にあるときには、合意形成は無理なのである。少なくとも、収奪型を脱却するようなかたちで財の分配構造の変革が必要なのである。

第二に、社会全体の立場から見たときに、ある事業を行うべきかどうかについて、合理性を備えた判断を可能にするからである。受益に対して受苦の大きさが大きくなればなるほど、受苦を相殺した後に残る受益の量は少なくなる。非常に大きな受苦をともなうような場合、「受益の環流による受苦の相殺」という操作をした後、差し引きで残る受益の量がゼロになったり、マイナスになったりする場合もありうる。その場合、そのような事業の存在意義を問うことができる。受益の全部を受苦の防止や補償の費用に投入したとしても、相殺できない受苦をともなうような受益追求行為は、功利主義的な原則からみても、社会にとっての合理性を欠如しており、実現することは非合理的である。

このような事態が起こりうるひとつの事例は、原子力発電である。原子力発電にともなう定常的汚染、放射性廃棄物、大事故のおそれという3つの受苦の発生を回避したり補償を行うためには、膨大な経費が必要である。この場合、受苦をゼロにすることは、汚染のリスクをゼロにすることであると解すれば、どのように巨額の費用投入をしても、汚染のリスクをゼロにすることが不可能である、という原子力発電の固有の難点が立ち現れる。

もちろん、「受益の環流による受苦の相殺」という考え方を、現実に実施する場合には、慎重に検討するべきいくつかの問題が登場する。第一に、ある事業を実施した場合の社会全体にとっての受益の大きさと受苦の大きさを適切に評価し、測定することが必要である。

第二に、異質な次元の利害や価値が相剋している場合、「受益の環流による受苦の相殺」という操作が前提にしている、異質な次元の利害や価値の間での通約可能性ということについて、その妥当性を吟味しなければならない。

（３）問題解決過程に果たす政府の役割と社会運動の役割

以上のように逆連動状態が存在しているときに、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」という過程は、支配システムの文脈で登場する問題群を経営システムの文脈に翻訳し、経営問題として解決する可能性を切り開くものである。それらは社会的合意形成を実現する一般的条件を表しているのだが、このような論点から見ると、行政組織と社会運動のそれぞれが「支配システムと経営システムの両義性」の中において、どのような役割を果たしているのか、また、両者の間での合意形成のためには何が必要かについて、明確な説明を果たすことができる。

一般に社会運動は、被格差・被排除・被支配問題の解決に対して第一義的関心を寄せ、その解決を求めて要求を提出するが、それは、被支配者としての自己主張という性格を有している。社会運動の自己主張は支配システムの文脈でなされるものであるが、それは、経営システムに対する適正な枠組み条件の再定義を要求するという意味を持っている。経営システムにとっては、経営課題群の設定のあり方と、制約条件として尊重すべき財の分配構造は、その作動の枠組み条件となっているのであるが、それらの再定義の過程は、被支配者としての社会運動の要求提出を、支配者（統率者）としての行政組織や企業経営者が、受け止めて内部化するという経過をたどるのである。ただし、社会運動は、一般にさまざまな事業システムや社会制御システムにおける経営問題の解決に必要な資源や権限を有しているわけではない。

これに対して、政府や企業の経営者は、さまざまな社会制御システムや事業システムにおける経営問題の解決のための資源や権限を有しているが、その経営問題解決努力は、支配システムが定義する枠組条件の内部において行われるのである。そして、政府自体は、その枠組条件を単独で適正に決定できるわけではない。枠組条件の適正な再定義自体は、支配者（統率者）としての政府や企業経営者と、被支配者（被統率者）としての社会運動との間の交渉によって、はじめてなされうるのであ

る。

このような支配者（統率者）と被支配者（被統率者）との相互作用が、もっとも生産的な働きをする過程は、「対抗的分業」（cooperative problem solving by opposing actors）と表現することができよう。

社会問題の解決における「指導主体と異議申し立て主体との対抗的分業」とは、少なくともひとつの異議申し立て主体を含む複数の被統率者（被支配者）が、それぞれにとって切実な利害要求に固執し自己主張することと、指導主体が諸利害要求の調整にむかって努力することが、紛争を介して結合し、その結果、システム全体としての諸利害要求の充足能力が高度化し、それまで両立不可能であった諸利害要求を、両立しないしそれに近い形で充足させることにより、社会問題が解決されることを言う。

ここで、指導主体とは、支配者＝統率者が、支配システムの文脈における支配者としても、経営システムの文脈における統率者としても積極的な役割を果たしつつ、支配システムと経営システムの変革を促進するような場合を言う。支配システムの文脈での積極的な役割とは、先鋭な受苦の回避、および、受益配分問題と負担問題という諸課題に、社会的合意を形成しつつ衡平な解決を与えることであり、経営システムの文脈での積極的な役割とは、経営課題群をより洗練する方向で再定義しつつ、それをより効果的に達成するような経営方法を確立することである。そして、「異議申し立て主体」とは、被支配者（被統率者）が、彼らの立場から見た道理性を実現す

るために変革を求めて要求を提出し、能動化した状況を言う。

（４）政治システムの四状相

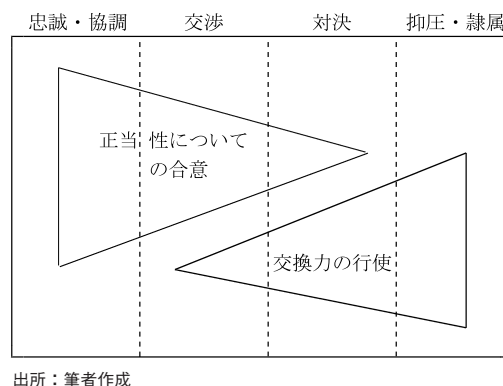
では、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」という過程はどのようにして可能となるだろうか。特に、このような過程が「社会的合意形成」とともに、可能となるのは、どのような場合であろうか。

ここで、あらためて、支配システムの一契機としての政治システムにおける意志決定の多様性を把握するために、4つの状相を区別する視点を導入しよう。

図表6は、政治システムにおける支配秩序が、「正当性についての合意」と「交換力の行使」という2つの要因がどのように組み合わせることによって可能となっているのかということを表示するものである。左の状相ほど、「正当性についての合意」のウエイトが大きく、右側の状相ほど、「支配者の有する交換力の行使」の果たす役割が大きくなっている。各状相の特徴を簡単に説明しておこう。

「忠誠・協調」（loyalty/cooperation）は、正当性についての合意が支配者と被支配者間に完全に存在するような状態であり、その例としては、成員の間で価値観と理念を共有しているような宗教組織や政党組織があげられる。ここでは、支配者と被支配者とは、いわば一心同体であるが、両者の関係が「忠誠」においては垂直的であり、「協調」においては水平的であるという差異がある。

図表6 政治システムの四状相における秩序維持の要因



「交渉」(negotiation)とは、被支配者の側が自らの利害要求の正当性を自覚したうえで要求を提出し、支配者と被支配者の間での利害と意見の相違・対立が顕在化し、両者の間での利害調整が、主要には話し合いによってなされる場合である。この状態においては、交渉の仕方についての規則、交渉相手として相手を承認すること、要求を提出する権利自体を承認すること、などについてかなりの程度の正当性の共有が存在する。その例としては、ストライキといった実力行使の発動をほとんどせずに、話し合いによって、利害調整を実現している今日の日本における多くの労使関係があげられる。

「対決」(confrontation)とは、被支配者層が自らの利害要求の正当性を信じて要求を提出するが、支配者層と被支配者層との利害対立が深刻なため、相互に他方を交渉相手として承認せざるをえないものの、交換力行使をともなう闘争を通して集合的意志決定が行われるような場合である。その例としては、労使紛争におけるストライキとロックアウトとか、公害発生源企業に抗議して被害住民が座り込み闘争をする場合がある。

「抑圧・隷属」状態 (oppression/subordination) においては、被支配者の側が要求提出をしたり、支配者を批判したりすること自体が、支配者からは、不当なこととして抑圧の対象となる。植民地支配、奴隷制、人種差別、全体主義などに見られる支配形態である。ここでは、支配者の側は、そのような秩序が「当たり前のこと」であるという「神話」を作り、それを吹き込むことによって、被支配者を教化しようとする。そのようにして被支配者の要求提出を禁止したような支配秩序が「自明」視され、疑いや批判さえ起こらない状態が「隷属」である。他方、被支配者側が利害要求の正当性を自覚し、要求を提出しようとするに対して、それを暴力的に禁止することが「抑圧」である。抑圧においては、支配者の不当性が被支配者の意識にのぼっている。抑圧も隷属も、支配秩序は究極的には、暴力という形での「交換力」の行使によって担保されている。

社会的な問題解決がどのような過程をたどるか、また、

どのような要因が問題解決にとって重要であるのかは、以上のような政治システムの状態がどれであるのかによって、大きく異なってくる。では、政治システムの状態の差異に対応して、問題解決過程にどのような相違があるのかについて検討してみよう。

(5) 勢力関係モデルと理性的制御モデル

以上のような、政治システムの四状態の分類をふまえるのであれば、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」という過程がどのように展開するのかについて、図表7に示すような「勢力関係モデル」と「理性的制御モデル」という2つのモデルを提出することができる。

ここで、「勢力関係モデル」とは、正負の財の与奪によって他の主体を操作する能力としての勢力に関して、複数の主体の間に存在する勢力の大小が社会的意志決定を規定しているような場合を把握するモデルである。これに対して、「理性的制御モデル」とは、理性による制御が実現しているような過程を把握するモデルである。すなわち、「理性的制御モデル」とは、人々の議論の積み重ねによって道徳性と合理性についての概念解釈についての合意をつくり出し、そのような合意に基づいて、社会的意志決定がなされるような過程をとらえるものである。

勢力関係モデルは、勢力関係の中で行使される交換力の特徴に応じて、さらにいくつかの下位類型に分けることができる。図表7においては、「暴力的な勢力関係」「非暴力的な交換力に基づく勢力関係」「宣伝型の言論闘争に基づく勢力関係」「理性的な言論闘争に基づく勢力関係」の4分類を示している。

経営問題の解決努力と被格差・被排除・被支配問題解決努力が逆連動状態に陥っている時、そして支配者（統率者）側が経営問題解決を優先し、被格差・被排除・被支配問題の解決に対して拒絶的であるような状況、すなわち、勢力関係モデルが妥当するような状況においては、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」という過程を実現するためには、被支配者がそれを実現するだけの十分な勢力を持たなければ

ばならない。その勢力の発揮において、どのようなかたちで交換力が発揮されるのか、また、言論による正当性の主張が、交換力の形成にどれだけ大きな役割を果たすかは、下位類型の差異に応じて異なっている。図表7の下側の状況になるほど、言論による正当性の主張が交換力に寄与するウエイトが大きくなるとともに、言論が、相手側の態度変更に直接的影響を及ぼす可能性も高まってくる。さらに、理性的制御モデルに至れば、言論を通しての合意形成によって問題を解決する可能性が開けるに至る。

意志決定過程の特徴を、下位類型ごとに描けば次のようになる。

「暴力的な勢力関係」においては、被支配者（被統率者）たちの要求提出自体が支配者（統率者）から見れば、不当なものであり、弾圧の対象である。この状況においては、先鋭な被格差・被排除・被支配問題を社会的合意形成によって解決する可能性が存在しない。被支配者（被統率者）たちの要求提出は、非日常的な蜂起という一揆的なかたちをとる。この類型では、言論による正当性の主張は、敵手に対して、直接的な説得力を持たない。そのような言語不通の状況は、しばしば、テロとテロへの暴力的対抗という悪循環を生み出す。

「暴力的な勢力関係」によって特徴づけられる抑圧状相

から対決状相へと移行することができれば、交換力の行使も、相手の身体や精神の直接的破壊という意味での暴力的なものから暴力行使を避けた形態に変化しうる。すなわち、典型的には、ストライキ、示威行進、座込み、金銭の与奪などの形態をとった交換力の行使が、勢力関係を特徴づける。このような「非暴力的な交換力に基づく勢力関係」において、言論による正当性の主張が、直接的に敵手の態度を変更させ、合意形成に至るとするのは、きわめて困難であり稀である。経営問題の解決をどの程度まで優先できるのか、被格差・被排除・被支配問題がどの程度まで解決できるのかは、合意形成というよりも勢力関係によって決着づけられる。

ただし、言論による正当性の主張は、両陣営にとって、第三者的立場の主体がどのような態度をとるのか、自らの潜在的支持者がどの程度積極的に支持に結集するのか、という二点において、勢力関係を有利にするために重要な意義を有する。その意味で、言論による主張は、社会的意志決定過程において、より大きな役割を果たすようになる。

さらに言論の重みが増せば、「非暴力的な交換力に基づく勢力関係」は、「宣伝型の言論闘争による勢力関係」に変化する。その典型は選挙や住民投票という形式によって、社会的な意志決定が決着づけられるような場合であ

図表 7 社会的意志決定の類型

	鍵になる要因の差異 (例)	四状相 との対応	変化を表す言葉
勢力関係モデル	暴力的な勢力関係 (植民地、強制収容所などの暴力的支配)	抑圧	↓ 非暴力化
	非暴力的な交換力に基づく勢力関係 (スト、示威行進、座込み、金銭の与奪)	対決	↓ 言論闘争化
	宣伝型の言論闘争に基づく勢力関係 (選挙、住民投票)	対決	↓ 論争的理性化
	理性的な言論闘争に基づく勢力関係 (法廷、公益調査制度)	対決 交渉	↓ 対話的理性化
理性的制御モデル	理性的な対話 (道理性と合理性に即しての説得性)	交渉	

出所：筆者作成

る。このような変化を、勢力関係の「言論闘争化」と言うこともできよう。「宣伝型の言論闘争による勢力関係」が可能になるのは、言論戦による世論形成に基づいて、社会的意志決定が可能になるように制度的手続きが整備されている場合である。宣伝型の言論闘争の特徴は、言論の行使が、正当性の主張とともに、宣伝についての戦術的配慮によって彩色されていることである。自陣営の美化とともに、敵手の長所や美点を無視し敵手の欠点を誇張し、それに対する攻撃的態度が前面に出るのが常であり、さらに敵手の主張の過度の単純化や歪曲も頻繁に行われうる。したがって、言論闘争下においては、言論の使用が、どの程度、道理性や合理性に志向しているのかについては非常に多様性がある。道理性や合理性とは別次元の感情に訴える言論も頻繁に使用されうるのであり、また、言論闘争を通しての多数派形成には効果を発揮しうる。

言論闘争に立脚した勢力関係が、理性的な性格を強めることができた場合、宣伝型の言論闘争とは異なる「理性的な言論闘争による勢力関係」が登場しうる。その典型例としては、独立性を有する司法制度の中で自律的に機能している「法廷」であるとか、第三者機関である公益調査委員会が大きな権限を有するフランスの「公益調査制度」とかがある（船橋他、2001:208-217）。言論が闘わされる利害調整アリーナが、法廷や公益調査制度という制度的形式をとっている場合、裁判官、あるいは、公益調査委員会という第三者の主体が制度的な決定権や大きな影響力を保持することになる。論争する両陣営の勢力関係は、意志決定についての特権的立場にある第三者の判断によって、決定的な影響を受ける。しかも、これらの第三者の主体の判断に対して、影響力を与えることができるのは、説得性のある言論である。そして、この場合に言論の説得性とは、つきつめて見れば、道理性と合理性に依拠するのであるから、ここでは「理性的な言論闘争」が勢力関係を左右することになるのである。言い換えれば、政治勢力としては劣位にある住民運動であっても、法廷や公益調査制度のもとでは、「言論の説得

性」を勢力関係における交換力に転化できるのである。

この「理性的な言論闘争に基づく勢力関係」は、「勢力関係モデル」の中でも、もっとも「理性的制御モデル」に近いものであり、理性的制御モデルへの移行の可能性を有するものである。「理性的な言論闘争に基づく勢力関係」における理性的言論の重視が、単に第三者に対してではなく、当事者相互の関係においても重要な位置を占めるようになれば、「理性的な対話」によって特徴づけられる「理性的制御モデル」が登場しうる。「理性的制御モデル」においては、当事者は、道理性と合理性に志向した言論の説得性によって問題解決の原則を探索し、合意を形成しようとする。その場合、「対話」の姿勢が必要になる。すなわち、相互に他主体の意見を「傾聴する」という態度、自分の見解を相対化する態度、自分の見解を変更する柔軟性といった姿勢が必要になる。

（6）社会的合意形成についてさまざまなあり方

以上のような社会的利害調整と意志決定過程のさまざまなパターンを把握するならば、社会的合意形成による問題解決について、次のような整理をすることができるであろう。

①社会的意志決定が社会的合意形成に立脚してなされるようにするためには、大きな方向付けとして、社会制御過程が、図表7の上方に位置しているパターンから下方に位置しているパターンへの変革が推進されるべきである。すなわち、社会的意志決定の、非暴力化、言論闘争化、論争的理性化、対話的理性化が推進されるべきである。

②広い意味での合意形成による問題解決が可能になるのは、「宣伝型の言論闘争に基づく勢力関係」「理性的な言論闘争に基づく勢力関係」「理性的制御モデル」にあてはまるような社会状況がある場合である。

③「宣伝型の言論闘争に基づく意志決定」が制度的に実施可能である場合、制度の正当性についての支持・了解が社会的に確立しているのであれば、「決定内容に関する異論」は存在していても、「手続きに立脚した受容」という意味での合意」が可能となる。

④「理性的な言論闘争に基づく意志決定」が制度的に実施可能である場合、「手続きに立脚した受容という意味での合意」が可能であると同時に、「内容的な合意」に到達する可能性も高まる。

⑤「理性的制御モデル」があてはまる状況においては、「内容的な合意形成」の可能性がもっとも高まる。

⑥以上のような考察に立脚すれば、社会的に大切なのは、「宣伝型の言論闘争に基づく勢力関係」「理性的な言論闘争に基づく勢力関係」「理性的制御モデル」を成立させるような意志決定過程を組み込んだ社会制度をデザインし制度化することである。

⑦意志決定制度のデザインに際しての要点は、被格差・被排除・被支配問題解決要求についての言論による主張が、道理性と合理性に即したものであるならば、政治システムにおける交換力に転化するような仕組みをつくることである。それによって、逆連動状態が存在したとしても、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」が可能になれば、社会的合意を形成できるようになるだろう。

⑧上述してきたさまざまな状況において、合意形成を促進する共通の要因として、コミュニケーションと「視界の相互内面化」が重要である。

(7) 逆連動自体を回避するような、より大局的文脈での代替案の選択

最後に、逆連動問題をめぐる合意形成は、はたしていつも可能なのか、合意形成が不可能と見える事態に対してはどう対処したらよいのか、という問題について考えてみよう。

実際、合意形成が不可能だという事態は、さまざまに存在するように見える。たとえば、沖縄における基地撤去問題や、原子力発電所の立地問題などをめぐる紛争は、単なる「合意の困難性」ではなくて、「合意の不可能性」とでも言うべき事態を示している。あるいは、企業経営の健全さの維持と、解雇による被排除問題の発生を回避するという要請の間にも、合意形成が困難な逆連動問題が存在している。

これらの事例においては、コミュニケーションをていねいに図り、視界の相互内面化を促進したとしても、そのような手法によって必ずしも合意形成ができるわけではない。

合意形成が非常に困難な問題においては、限定された問題文脈における「説得技法の洗練・改善」のみに努力するのではなく、より大きな社会的文脈において、「合意困難な逆連動問題が出現してくる構造」そのものを組み替える努力をすることが、長期的・大局的には必要となる。

たとえば、一定の客観的状況の中で、企業が危機化した経営問題を解決するために、人員削減に踏み出さざるを得ない状況というものが存在しうる。その時、従業員側から、被排除問題としての解雇を回避するべきだという要求が提出され、両者の間には深刻な逆連動が発生してしまう。この逆連動をめぐる打開の道についての合意形成は、当該企業の労使二者間の交渉では不可能だという事態もしばしば生起する。だが、もし、より大きな社会的文脈で、失業保険が整備されており、転職の斡旋と再就職の機会が十分に用意されているならば、企業にとっての経営問題の解決と、従業員にとっての被排除問題の解決とを両立的に解決することができるであろう。

第二の例として、原子力発電所をめぐる合意の不可能性についてはどうか。今日まで、原子力発電所を立地点に受容させるために、事業推進側が採用してきた方法は、安全性を高めるためのさまざまな改善努力、安全性についての説明と宣伝、電源三法交付金のような補償的受益の増大、雇用や関連事業などの付帯的受益の強調といった手法である。しかし、そのような手法で、安全と安心について、事業者と同様の見解を持つようになる住民は限られている。少なくとも一定数の住民は、安全性の確保と汚染の回避という点で、異なる判断に立っており、原子力発電所の操業を前提にしたうえでの部分的な改善策では、被支配問題の解決は不可能と考えている。では、原子力発電所をめぐるこのような逆連動状態を、果たしてまたいかにして解消しうるであろうか。ここで、エネ

ルギー政策についての問題の建て方をもっと大きな文脈に拡張し、再生可能エネルギーの選択という代替案を提出することができれば、別の地平が開ける。エネルギー政策の文脈においては、原子力発電に固執している限り、逆連動問題についての解決は不可能であろう。しかし、再生可能エネルギー産業を適切に育成する方策を選択すれば、エネルギー供給に関する経営問題の解決と、それにとまなう先鋭な被格差・被排除・被支配問題の回避という2つの課題を両立的に解決できるのであり、逆連動問題は克服できるのである。

第三の例として、沖縄県の基地問題の解決の可能性を考えてみよう。沖縄における米軍基地の維持は、米軍や日本政府にとって経営問題という側面と支配問題という側面とが融合している。他方、沖縄県民にとっては、基地問題は被支配問題としてある。そこには、深刻な逆連動状態がある。そして、基地の立地に対して、経済的受益を優遇的に分配するという手法によっては、もはや、立地を受容する地域を見いだすことは困難になっている。

現時点で、この逆連動問題は、克服不能の様相を呈している。ただし、長期的、大局的な文脈で考えれば、この逆連動状態が変化する可能性がないわけではない。それは、現在の沖縄の基地をめぐる逆連動状態が、東アジア地域における「東西冷戦」の継続のもとに、生起しているからである。東アジア地域における諸国間の関係は冷戦状態にあたり、冷戦とは言えないまでもデリケートな緊張関係に包まれている。そのような国際情勢が沖

縄基地問題の根源にある前提である。したがってもし、軍事力に依存しないかたちで平和の維持が可能な国際情勢が創り出されるならば、沖縄の基地問題をめぐる逆連動状態も基地の撤去という選択によって、解消される可能性が開けるであろう。

5 | 結び

本稿で検討してきたことは、「経営システムと支配システムの両義性」という視点に即して、「社会的合意形成」の問題を考えることであった。この理論的視点に立脚した場合、「経営問題の解決努力と被格差・被排除・被支配問題の解決努力との逆連動」こそが、合意形成問題の焦点となる。この逆連動の解消には、道理性と合理性に合致するかたちで、「要求の経営課題への転換」「受苦の費用化」「受益の環流による受苦の相殺」がなされなければならない。そのためには、被支配者（被統率者）側に交換力、対抗力が必要である。勢力関係モデルにおいて、被支配者側が十分な交換力を発揮できれば、先鋭な被格差・被排除・被支配問題は改善に向かう。ただし、そのような過程が、社会的合意形成とともに進行するためには、「勢力関係モデル」が当てはまるような現実の状況を、「理性的制御モデル」があてはまるような状況に向かって、段階的に変革していくことが必要である。そのために、非暴力化、言論闘争化、論争的理性化、対話的理性化という方向への変化を推進し支えるような制度形成と主体形成が必要である。

【参考文献】

- ・ 松橋晴俊, 2010, 『組織の存立構造論と両義性論—社会学理論の重層的探究』 東信堂
- ・ 松橋晴俊・松橋恵子, 1976, 「対抗的分業の理論」『現代社会学』Vol.3, No.2: 114-129.
- ・ 松橋晴俊・長谷川公一・畠中宗一・勝田晴美, 1985, 『新幹線公害—高速文明の社会問題』 有斐閣
- ・ 松橋晴俊・角一典・湯浅陽一・水澤弘光, 2001, 『「政府の失敗」の社会学—整備新幹線建設と旧国鉄長期債務問題』 ハーベスト社
- ・ Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press.